

伊 勢 市 公 報

第 321 号
平成 31 年 3 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	5
訓 令	
○ 伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令	10
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	14
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 道路の区域変更について	17
○ 道路の区域変更について	18
○ 市道の路線の認定の告示事項の変更について	19
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	20
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	21
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う日時及び場所について	22
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	23
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	24
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	25
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う日時及び場所について	26
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	27
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	28
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	29
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	30
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	31
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	32
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	33
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	34

○ 農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について	35
○ 伊勢市自殺対策推進計画の公表について	36
○ 公示送達	37
○ 犬の抑留について	38

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改

正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部
を改正する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則（平成27年伊勢市規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成 31 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第
153 号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第 2 条中「消防本部次長」の次に「及び消防本部参事」を加える。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 2 委員長の任期は、1 年とする。ただし、委員長に欠員が生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き 2 期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は、適用しない。

第 9 条第 2 項後段を次のように改める。

この場合において、当該会議に係る前条第 1 項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第 9 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く 2 週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）をそれぞれ通知するものとする。

第 11 条の見出し中「委員」を「委員会」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(運営上の留意事項)

第 12 条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意思を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることを鑑み、消防職員が意見を提出しやすく環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	
<p>（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い</p> <p style="text-align: center;">記名 ・ 匿名</p>		

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

備考

- 1 ※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
- 2 必要な資料があれば添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して 1 年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成 17 年伊勢市訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の見出し中「申込み」を「依頼」に改め、同条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「防災行政無線固定系通報依頼書の提出」を「第 1 項の依頼書の提出又は前項の規定による口頭による依頼」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による固定系通報の依頼は、管理者が緊急を要すると認める場合においては、口頭であることができる。この場合において、市の課長等は、事後において速やかに前項の依頼書を提出するものとする。

別表第 1 陸上移動局の項中「15 局」を「10 局」に改める。

別表第 2 I 192 の項の次に次のように加える。

I 193	上野町地内
-------	-------

様式第 1 号を次のように改める。

防災行政無線固定系通報依頼書

年 月 日

(宛先) 管理者

依頼者

所 属

所属長氏名

連絡先

伊勢市防災行政無線管理運用規程第15条第1項の規定により、次のとおり依頼します。

通 報 日 時	年 月 日 時 分
通 報 種 別	
通 報 区 域	一斉 ・ 個別 ()
通 報 件 名	
(通報文)	

備考

- 1 通報希望日の2日前までに提出してください。
- 2 緊急の場合は、口頭で依頼の上、通報後に提出してください。
- 3 通報文は簡潔に表現してください。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を
改正する規程を次のように定める。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年伊勢市病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成31年 3 月31日」を「平成32年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 16 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 31 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 井 栄 一

伊勢市柏町 545 番地

変更後 浅 沼 保 則

伊勢市柏町 538 番地 1

伊勢市告示第 17 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	溝口 17 号線	二見町光の街字豆石山 1508 番 3 地先から	旧	13.7～14.2	19.4
		二見町光の街字豆石山 1508 番 4 地先まで	新	13.7～20.6	19.4

伊勢市告示第 18 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	溝口 17 号線	二見町光の街字豆石山 1508 番 12 地先から	旧	16.1～19.8	23.7
		二見町光の街字豆石山 1504 番 19 地先まで	新	16.1～28.6	23.7

伊勢市告示第 19 号

平成 9 年 7 月 14 日伊勢市告示第 32 号（市道の路線の認定について）の一部を次のように変更します。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表一之木宮川橋線の項中「一之木宮川橋線」を「高向小俣線」に改める。

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成31年3月12日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成31年3月18日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第11号 平成31年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第12号 伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の全部改正について
 - 議案第13号 伊勢市文化財保護条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,144 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,865 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,729 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 107,187 人

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成31年3月21日（木）午後6時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御菌町長屋1221番地
御菌総合支所2階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-------|-------------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成31年4月4日(木)午後6時 |
| 2 場 所 | 伊勢市御菌町長屋1221番地
御菌総合支所2階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙等
を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、
選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付
場所を、下記のとおり定めます。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | 伊勢市御薊町長屋1221番地 | 御薊公民館 |
| 2 | 伊勢市二見町江420番地1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町540番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市船江1丁目471番地 | ミタス伊勢 |

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- | | | |
|---|-----|-----------------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成31年3月29日（金）午後6時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第10号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示します。

平成31年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-------|-------------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成31年4月4日（木）午後6時 |
| 2 場 所 | 伊勢市御薊町長屋1221番地
御薊総合支所2階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の
交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 伊勢市御薊町長屋 1 2 2 1 番地 | 御薊公民館 |
| 2 | 伊勢市二見町江 4 2 0 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 5 4 0 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市船江 1 丁目 4 7 1 番地 | ミタス伊勢 |

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第159回総会を次のとおり招集します。

平成31年3月11日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成31年3月15日（金）午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 3階学習室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成31年3月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	工事店名	所在地	指定取消し年月日
161	東海水道	志摩市阿児町甲賀 3451番地	平成31年3月7日

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成31年3月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
100	都設備	度会郡玉城町勝田3086 番地1	平成31年3月5日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成31年3月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
377	有限会社 都設備	度会郡玉城町勝田 3086番地1	平成31年3月5日

伊勢市公告第 13 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 12 第 2 項において準用する同法第 11 条の 11 第 3 項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程の変更を承認したので、同法第 11 条の 12 第 2 項において準用する同法第 11 条の 11 第 5 項の規定により次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 農地利用集積円滑化団体の名称

伊勢農業協同組合

2 農地利用集積円滑事業の種類

農地所有者代理事業

農地売買等事業

3 事業実施区域

伊勢市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）

伊勢市公告第 15 号

伊勢市自殺対策推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 31 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 31 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第17号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成31年3月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	藤里町	雑種	茶	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成31年3月11日

3 抑留期限 平成31年3月22日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）